

取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。(以下、略)

【補充原則4-11①】

取締役会は、経営戦略に照らして自らが備えるべきスキル等を特定した上で、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したいわゆるスキル・マトリックスをはじめ、経営環境や事業特性等に応じた適切な形で取締役の有するスキル等の組み合わせを取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。その際、独立社外取締役には、他社での経営経験を有する者を含めるべきである。

《取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方》

取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成するとともに、取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数を20名以内とし、当該構成員数に対して3分の1以上の比率を社外取締役で構成することを基本としています。

社内取締役は、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）ならびに住宅事業、集合住宅事業、流通店舗事業等の各事業本部長を中心に選任し、取締役会全体として経営の監督が行き届くよう、また、全社的な内部統制機能を効率的に働かせることができるよう、網羅的に選任しています。また、社外取締役を6名選任し（うち2名女性）、知識・経験の幅を広げることで取締役会全体の実効性を高めています。

(コーポレートガバナンスガイドライン第13条6項、7項)

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

《取締役の専門性と経験（スキルマトリックス）》

当社は、社会に不可欠な商品・サービスの提供を通じて、株主・顧客・従業員・取引先・社会に対する価値創造を行うことにより企業価値を向上させることを基本方針としております。また、当社は“将来の夢”（パーパス）「生きる歓びを分かち合える世界の実現に向けて、再生と循環の社会インフラと生活文化を創造する。」を掲げており、上記基本方針を踏まえたうえで、“将来の夢”（パーパス）を実現するため、取締役会としての高い実効性を発揮できるよう、以下スキルマトリックスを定めております。

候補者番号	氏名	役職	経営	財務・会計	法務・リスクマネジメント	技術・研究開発	国際経験	DX・IT	環境	社会	コーポレートガバナンス
1	よし い けい いち 芳井 敬一	代 社	●		●		●		●	●	●
2	こう そ か べ たけし 香曾我部 武	代 副 社	●	●	●					●	●
3	むら た よし ゆき 村田 誉之	代 副 社	●		●	●		●			●
4	しも にし けい すけ 下西 佳典	専	●		●						
5	おお とも ひろ つぐ 大友 浩嗣	専	●		●		●		●	●	
6	で くら かず ひと 出倉 和人	常	●		●						
7	あり よし よし のり 有吉 善則	常			●	●					
8	なが せ とし や 永瀬 俊哉	常	●		●				●		
9	くわ の ゆき のり 桑野 幸徳	社 外 取	●			●		●	●		●
10	せき 関 み わ 関 美和	社 外 取	●	●			●			●	●
11	よし ざわ かず ひろ 吉澤 和弘	社 外 取	●			●		●		●	●
12	い とう ゆう じ ろう 伊藤 雄二郎	社 外 取	●	●	●					●	●
13	なん ぶ とし かず 南部 智一	社 外 取	●	●			●	●			●
14	ふく もと 福本ともみ	社 外 取	●						●	●	●

(注) 上記は取締役が保有する知見のうち、当社が特に期待するものを表しております。

コーポレートガバナンス・コードに基づく情報開示

《取締役の資格及び指名手続き》

（選定基準）

1. 経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 先見性・洞察力に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること
7. 取締役に相応しい人格・見識を有すること
8. 会社法第 331 条第 1 項に定める取締役の欠格事由に該当しないこと

（選任手続き）

1. 取締役の選任は、株主総会の決議によるものとし、株主総会に提案する取締役候補者は取締役会において選定する。
2. 取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定される。